

◎新潟県告示第642号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
大通川流域工場適地	燕市杣木字中道下の一部 燕市杣木字善九郎の一部 燕市杣木字赤間田の一部 燕市杣木字大通の一部 燕市杣木字小成の一部 燕市杣木字中道上の一部 燕市杣木字釜田の一部 燕市杣木字飛永の一部 燕市東太田字阿根の一部 燕市小関字大通の一部 燕市小関字野中の全部 燕市小関字江東の一部 燕市大関字東川根の全部 燕市蔵関字江西の一部 燕市蔵関字道上の全部 燕市蔵関字道下の一部 燕市柳山字裏畑の一部 燕市杉柳字杉柳の一部 燕市杉名字杉名の一部 燕市小池字上通の一部 燕市小池字八人切の一部 燕市小池字下通の一部 燕市小池字中通の一部 燕市物流センター一丁目の全部 燕市物流センター二丁目の全部 燕市物流センター三丁目の一部 燕市物流センター四丁目の全部	平成29年5月8日